

平成28年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの（平成27年度第2四半期）

(独立行政法人名：農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
	該当無し										

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成27年度に締結した契約のうち、平成28年度以降に競争性のある契約へ移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成27年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」は、平成27年度以降の具体的な移行予定年限(例：平成28年度)を記載すること。

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（平成27年度第2四半期）

(独立行政法人名：農畜産業振興機構)

契約名及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員宿舍賃貸借契約(那覇)	那覇事務所長	平成27年7月7日	個人	職員が入居する建物の賃貸借契約であるため、競争に付することが困難である。(契約事務細則第28条第1項(1)ロ(iii))	—	876,000	—	0	職員が入居する建物の賃貸借契約であるため、競争に付することが困難である。(契約事務細則第28条第1項(1)ロ(iii))	5	
平成26事業年度決算の官報公告について	理事 馬場 一洋	平成27年9月3日	(株)朝陽会 東京都北区西ヶ原2-44-10 アクト西ヶ原504	契約の目的物件が特定の者からでなければ調達することができないもので、官報の印刷を行うため。(契約事務細則第28条第1項第1号二(i))	—	2,154,600	—	0	契約の目的物件が特定の者からでなければ調達することができないもので、官報の印刷を行うため。(契約事務細則第28条第1項第1号二(i))	6	
平成27年度畜産業振興事業に係る補助業務委託	理事 安井 護	平成27年9月11日	47都道府県知事	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第6号において、畜産業振興事業に対する補助に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができることと規定しており、これに基づき、「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」を定めているところ。しかしながら、現在「理事長の指定する者」は指定されていないことから、当該業務を委託する場合は都道府県に委託することとなるため。(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))	—	90,348,980	—	0	独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第6号において、畜産業振興事業に対する補助に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができることと規定しており、これに基づき、「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」を定めているところ。しかしながら、現在「理事長の指定する者」は指定されていないことから、当該業務を委託する場合は都道府県に委託することとなるため。(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))	18	
平成27年度肉用子牛生産者補給金等交付業務等事務委託	理事 安井 護	平成27年9月25日	47都道府県知事	「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」において、当該業務については都道府県に委託すると定められているため。(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))	—	45,983,800	—	0	「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」において、当該業務については都道府県に委託すると定められているため。(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))	18	
平成27年度加工原料乳生産者補給交付金交付業務に係る委託	理事 安井 護	平成27年9月30日	47都道府県知事	「加工原料乳生産者補給交付業務委託要綱」において、当該業務について都道府県に委託すると定められているため。(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))	—	19,220,980	—	0	「加工原料乳生産者補給交付業務委託要綱」において、当該業務について都道府県に委託すると定められているため。(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))	18	

9

- 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 本表は、平成27年度に締結した契約のうち、平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
- 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - 緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - 競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - 秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - 特例政令に相当する規定に該当するとき「17」
 - 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - その他、類型区分に分類できないものについては「19」